事 前 評 価 調 書

I 事業概要													
事	業名	農業	農業農村整備事業(用排水施設整備事業)										
地	区名	伊保	伊保川地区										
事	業箇所	豊田	豊田市保見町										
事業のあ らまし		水本令とこと	本地区は、豊田市の北西部に位置する一級河川伊保川に設置された取水堰である。本地域では水稲を中心とした農業が行われている。 本施設は昭和49年に県営ほ場整備事業によって設置されたが、現行基準の「河川管理施設等構造令」に対し、護床工等において基準を満たしておらず、洪水等災害発生時には河川堤防の決壊などの被害を招く危険性が高まっている。 このため、本事業により河川管理施設等構造令に基づき改修を行い、浸水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。 【達成(主要)目標】										
事業目標		取	取水堰を改修することで浸水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を										
		図る	図る。 - 東業弗										
事業費		事業費 2.4億円			内訳 ■工事費 2.1 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.2 億円								
		,		■ 1 事 負 30 年度						■その他 0. 戊予定年度	平成 33 年度		
事業内容						70	_ 1 ~ 1 %	1 750 0	. 1/2	707		1777	
事	·耒内谷	取水堰											
I	評価												
① 事業の必要性	判定		伊保川取水堰は、現行基準の「河川管理施設等構造令」に対し護床工等において、基準を満たしておらず、洪水等災害発生時には河川堤防の決壊などの被害を招く危険性が高まっている。 このため、早急に本施設の改修を行い、これらの被害を防止する必要がある。また、費用対効果分析結果(B/C)は1.61であり、基準値の1.0を超えており、効果が期待できる。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】										
			取水堰を河川管理施設等構造令に適合する構造に改修し、溢水被害を未然に防止する必要 がある。										
	1) 事業計画		===	査・言			H30	H31	H3:	2	H33		
②事業の実効性			工種 用区分 工				←	2.4		*			
性	2) 地元の合 意形成 土地改良			法に	法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。								
	判定		Α	事業計画の実効性が期待できる。 事業計画の実効性が期待できない。									

【理由】

事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

・施設の維持管理状況について確認を行い評価する。